

平成 29 年 1 月 30 日

青年部会員 各位

公益社団法人全日本不動産協会兵庫県本部  
青年部部长 米原 大輔

## 青年部会則改正について（ご報告）

拝啓 ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。平素は青年部活動にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、平成 29 年 1 月 13 日の理事会におきまして青年部の一部会則改正が承認され、即日施行となりました。

改正点は退会規定を一項追加し、満 50 歳で自動退会となる旨の改正で下記の通りとなります。

今回の改正により、約 10 名の方が対象となりました。

長年に渡りまして、青年部活動にご協力頂き誠に有難うございました。御礼を申し上げます。

敬具

### 記

#### 第 7 条 退 会

会員が、次の各号の一つに該当したときは、退会したものと見做す。

- ①退会届を提出したとき。
- ②死亡、廃業、法人の解散等、県本部会員の資格を喪失したとき。
- ③従業者会員が、所属する県本部の会員事業所を退職したとき。
- ④正会員及び従業員会員が満 50 歳に達したとき。

以 上